

平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決を踏まえた対応に伴う他制度の取扱いについて

1. 個人住民税の非課税限度額等

- 平成25年改定と連動させていないため影響なし

2. 生活保護と同様の給付を行っている制度（3制度）

① 中国残留邦人等に対する支援給付、② 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費、③ ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）

- 生活扶助費の追加給付と同様に追加給付を実施

3. 給付の内容自体は生活保護と連動していないが、生活扶助基準等を参酌しているその他の制度（47制度）

- ・ 通知の発出等による経過措置等を講ずるなどにより、影響が生じないように対応したもの（29制度）
例：介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ・ 特段の経過措置を講じたものではないが、制度の内容や生活扶助基準との関連の度合い等に鑑み、基本的には影響が生じていないと整理したもの（13制度）
例：養護老人ホームの入所措置
- ・ その他、平成25年改定後に制度化されたもの（5制度）。

- 平成25年当時、できるだけ影響を及ぼさないよう対応することとした経緯や、今回の追加給付は新たな基準に基づく将来に向けた給付であり、過去の適用関係を遡及的に変更するものではないことも踏まえ、特段の対応は行わない

※ 地方単独事業（例：準要保護者に対する就学援助）については、地方自治体に対し、国の上記方針の趣旨を踏まえて対応頂くよう通知

給付の内容自体は生活保護と連動していないが、生活扶助基準等を参酌している制度一覧 (47制度)

- 厚生労働省
 - ・ 難病法に基づく医療費助成
 - ・ 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成
 - ・ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
 - ・ 介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
 - ・ 介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分
 - ・ 養護老人ホームへの入所措置
 - ・ 国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用除外
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援
 - ・ 国民年金保険料の免除
 - ・ 自立支援医療の負担上限月額等の段階区分
 - ・ 療養介護医療の負担上限月額等の段階区分
 - ・ 補装具費支給制度の利用者負担上限月額
 - ・ 障害福祉サービス等の利用者負担
 - ・ 障害福祉サービスの措置の徴収金
 - ・ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額
 - ・ 介護福祉士等修学資金貸付事業等における生活費加算
 - ・ 戦傷病者特別援護法に基づく療養
- 法務省
 - ・ 民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予
 - ・ 給与所得者等の再生手続の特則
- 防衛省
 - ・ 住宅防音事業（空気調和機器機能復旧工事）
 - ・ 空気調和機器稼働事業
- 特許庁
 - ・ 特許料金（特許料・審査請求料）等の減免措置
- 総務省
 - ・ 受信機器購入等対策事業
- 公害等調整委員会
 - ・ 公害等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除
- 国土交通省
 - ・ 独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け
 - ・ 住宅防音工事補助
 - ・ 生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付
- 人事院
 - ・ 一般職の国家公務員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときの給与の支給
- 文部科学省
 - ・ 就学援助制度における学用品費等の支給（要保護者に対する就学援助）
 - ・ 特別支援教育就学奨励費
 - ・ 幼稚園就園奨励費補助
 - ・ 私立高等学校等授業料等減免
- 内閣府
 - ・ 北方地域旧漁業権者等に対する低利融資制度における遅延損害金の免除
- こども家庭庁
 - ・ 特定教育・保育施設等における実費徴収に係る補足給付事業
 - ・ 一時預かり事業における利用者負担軽減
 - ・ 子育て世帯訪問支援事業における利用者負担軽減加算
 - ・ 親子関係形成支援事業における利用者負担軽減加算
 - ・ 保育所等の保育料の免除
 - ・ 児童保護費等負担金等
 - ・ 養育医療給付事業
 - ・ 結核児童療育給付事業
 - ・ 病児保育事業における低所得者減免分加算
 - ・ 児童入所施設措置の徴収金
 - ・ 障害児通所支援措置の徴収金
 - ・ 障害児入所支援措置の徴収金
 - ・ 障害児通所・入所支援の利用者負担
 - ・ 肢体不自由児通所医療・障害児入所医療の負担上限月額等の段階区分